

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年7月22日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：23件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	水素・酸素注入設備水素ガス供給系のタービン建屋内側入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
2	1号機	定期事業者検査「制御棒駆動機構機能検査（燃1）」の安全管理審査において、検査成績書記載の「検査体制図」に一部記載不備が認められたため、当該成績書を訂正及び対応検討（JNES指摘事項）	GⅡ	
3	2号機	移動式炉内計装系窒素ガス供給流量計に指示値不良が認められたため、当該流量計を点検・調整及び検出配管を点検・清掃	GⅢ	
4	2号機	主タービン油冷却器出口温度の指示及び記録用検出器（3台）のうち、プロセス計算機用温度検出器（1台）の指示値に著しい誤差が認められたため、当該検出器を点検・調整	GⅢ	
5	2号機	高圧復水ポンプ（A）入口弁の開閉表示用リミットスイッチに接点動作不良が認められたため、当該リミットスイッチを点検・調整	GⅢ	
6	3号機	主復水器細管洗浄装置ボール捕集器出口弁（12台）及びボール注入管入口弁（12台）の点検において、スプリングの折損並びに弁棒及びフランジシート面の腐食が認められたため、当該スプリング及び弁棒を交換並びにフランジシート面を補修	GⅢ	
7	3号機	循環水系ポンプ（B）用他給水系空気作動弁駆動部の点検において、制御用電磁弁の台座に一部破損が認められたため、当該台座を交換	GⅢ	
8	3号機	復水脱塩装置の脱塩塔再生用水入口流量計の点検において、主軸の摩耗によるガタツキ等が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
9	3号機	復水脱塩装置の脱塩塔ベント母管元弁の点検において、当該弁に詰まりが認められたため、当該弁を清掃	GⅢ	
10	3号機	消火系泡消火設備の母管出口弁（C）の点検において、弁蓋グランド部に亀裂が認められたため、当該弁を交換	GⅢ	
11	3号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A）の点検において、第1段ローターバランスウエイトに浸食が認められたため、当該バランスウエイトを交換	GⅢ	
12	3号機	主低圧タービン（A）ノズルダイヤフラム（下半）の浸透探傷検査及び目視検査において、ノズル板溶接部に線状指示模様及びノズル板（1枚）に貫通孔が認められたため、当該部を溶接補修	GⅢ	
13	3号機	主低圧タービン（A）内部車室（上半）の浸透探傷検査において、内部溶接線に線状指示模様が認められたため、当該部を溶接補修	GⅢ	
14	3号機	主低圧タービン（A）ノズルダイヤフラム水平締付ボルトの磁粉探傷検査において、同ボルト（1本）のネジ部に指示模様が認められたため、当該ボルトを交換	GⅢ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	3号機	高圧注水系グランドシール復水器冷却水減圧弁駆動部の点検において、スプリングシートの点溶接施工部（2箇所中、1箇所）に割れが認められたため、当該部を溶接補修	G III	
16	3号機	非常用ガス処理系点検準備のための安全隔離作業において、制御回路用ヒューズの引抜きを実施したところ、原子炉建屋換気空調系給気隔離弁・排気隔離弁が全閉状態となり、原子炉建屋換気空調系及び原子炉格納容器パージファンが自動停止したため、当該ヒューズを復旧し、原子炉建屋換気空調系及び原子炉格納容器パージファンを再起動及び対応検討	G II	
17	3号機	復水前置ろ過器の点検に伴う部品の吊上げ作業中、チェーンブロックのチェーン収納ボックス固定用ボルト（1本）が破損し脱落したため、当該ボルトを交換	G III	
18	5号機	廃棄物処理系床ドレンサンプルタンク循環弁駆動用空気供給配管に取付けてある潤滑油補給器の油滴下窓のねじ込み部より、エアリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
19	6号機	所内ボイラ用サンプリング装置冷却水入口弁及び出口弁に腐食が認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
20	6号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット補機冷却海水系ポンプ出口ストレーナ用差圧指示計に指示値不良（スティック）が認められたため、当該差圧指示計を点検・修理	G III	
21	6号機	可燃性ガス濃度制御系（B-1）の再循環ガス流量指示計に指示値不良（ドリフト）が認められたため、当該流量指示計を点検・調整	G III	
22	6号機	主タービン軸受メタル温度記録計に指示値不良（ドリフト）が認められたため、当該温度記録計を点検・調整	G III	
23	その他	「平成21年度工具センタ貸出し用計測器修理業務委託」の検収手続きにおいて、検収時提出図書である「委託報告書」が未受領のままであったため、対応検討	G II	